（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第三十二号を第三十三号とし、第八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　防災庁

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第二十三条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　防災庁

第十条第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「消費者庁」の下に「、防災庁」を加える。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（法第二条第四号ホ及びトの政令で定める機関）」に改め、同条第一項中「第二条第四号ニ」を「第二条第四号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第四号ホ」を「第二条第四号ト」に改める。

第四条第二項中「職又は」を「職、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項の職又は」に改める。

（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表デジタル庁の項の次に次のように加える。

防災庁	東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在する庁舎

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「金融庁」を「金融庁　防災庁」に改める。

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第七号」に改める。

（食料供給困難事態対策法施行令の一部改正）

第二十九条　食料供給困難事態対策法施行令（令和七年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十九号を第三十号とし、第八号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　防災庁

（内閣法制局設置法施行令の一部改正）

第三十条　内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に、「法務省」を「防災庁、法務省」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三十一条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十人」を「九人」に改める。

第三条第一号ヘを次のように改める。

ヘ　原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。トにおいて同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

第三条第一号ト中「災害」を「原子力災害」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同号カ中「第三号(31)」を「第三号(19)」に改め、同号ヨ中「第三号(32)」を「第三号(20)」に、「同号(32)」を「同号(20)」に改め、同条第三号(8)中「防災」を「原子力防災」に改め、同号中(9)から(17)までを削り、(18)を(9)とし、(19)を(10)とし、(20)から(22)までを削り、同号(23)中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同号(23)を同号(11)とし、同号(24)中「(23)」を「(11)」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同号(24)を同号(12)とし、同号中(25)を(13)とし、(26)から(30)までを(14)から(18)までとし、同号(31)中「(30)」を「(18)」に改め、同号(32)を(20)とし、(33)から(42)までを(21)から(30)までとする。

第八条第六項中「十八人」を「十五人」に改め、同項ただし書中「二人」を「一人」に改める。

第二十条第三項中「三十五人」を「二十七人」に改める。

附則第三条第二項の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日の項を削る。

附則第四条第一項中「防災」を「原子力防災」に、「(24)」を「(12)」に、「(23)」を「(11)」に、「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同条第二項を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第三十二条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「第五条第二項及び」を「第五条第二項、に、「の規定」を「及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定」に、「及びデジタル庁の」を「、デジタル庁及び防災庁の」に改め、同条第二号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

第四十二条第一号及び第百二十三条第一項第一号ロ中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、防災庁設置法の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。ただし、第五条の規定（災害対策基本法施行令附則中第三項を削り、第四項を第三項とする改正規定に限る。）及び第十六条の規定（職員の退職管理に関する政令附則第四条から第七条までを削る改正規定に限る。）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。